第四条第一項中「前条第六項に規定する」及び「同条第七項に規定する」を削り、「前条第一項又は第二項の」を「前条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる」に、「同条第一項又は第二項」を「同条第一項（単体自己資本比率に係る部分に限る。）又は第二項（連結自己資本比率に係る部分に限る。）」に改め、同条第二項中「前条第一項又は第二項の」を「前条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる」に、「同条第一項又は第二項の」を「同条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる」に改め、同条第三項中「前条第一項又は第二項の」を「前条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる」に、「同条第一項又は第二項の」を「同条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる」に改め、同条第四項中「前条第一項又は第二項の」を「前条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五条　信用金庫連合会は、外部流出制限計画（第三条第一項第二号に掲げる表各項（資本バッファー非対象区分の項を除く。）命令の欄又は同条第二項第二号に掲げる表各項（資本バッファー非対象区分の項を除く。）命令の欄に規定する外部流出制限計画をいう。以下この条において同じ。）の実行に係る事業年度又は連結会計年度に続く事業年度又は連結会計年度において、業務報告書（銀行法第十九条第一項又は第二項の規定による業務報告書をいう。以下この条において同じ。）に記載した資本バッファー比率に対応する第三条第一項第二号又は第二項第二号に掲げる表の自己資本の充実の状況に係る区分（これらの表の資本バッファー非対象区分を除く。以下この条において「業務報告書に記載した資本バッファー比率に係る区分」という。）が、従前に該当していた区分と異なる場合には、当該信用金庫連合会は、業務報告書に記載した資本バッファー比率に係る区分に係る外部流出制限計画を速やかに金融庁長官に提出するものとする。この場合において、当該信用金庫連合会について、これらの表の区分に応じた命令は、業務報告書に記載した資本バッファー比率に係る区分に掲げる命令とする。

附　則

この命令は、平成二十八年三月三十一日から施行する。

○内閣府
財務省
農林水産省令第一号

農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第八十五条第二項の規定に基づき、農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年十一月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　森山　**裕**

農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令

内　閣　府
財　務　省令第三号
農林水産省

農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十三年財務省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「次条」の下に「及び第三条」を、「、次の」の下に「各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる」を加え、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

一　単体自己資本比率（第三項に規定する単体自己資本比率をいう。次条第一項において同じ。）を指標とする区分

自己資本の充実の状況に係る区分	命　令
非対象区分	
単体自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲 イ　単体普通出資等Ｔｉｅｒ１比率　四・五パーセント以上	
ロ　単体Ｔｉｅｒ１比率　六パーセント以上	
ハ　単体総自己資本比率　八パーセント以上	
第一区分	
単体自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲 イ　単体普通出資等Ｔｉｅｒ１比率　二・二五パーセント以上四・五パーセント未満	
ロ　単体Ｔｉｅｒ１比率　三パーセント以上六パーセント未満	
ハ　単体総自己資本比率　四パーセント以上八パーセント未満	
第二区分	
単体自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲 イ　単体普通出資等Ｔｉｅｒ１比率　一・一三パーセント以上二・二五パーセント未満	
ロ　単体Ｔｉｅｒ１比率　一・五パーセント以上三パーセント未満	
ハ　単体総自己資本比率　二パーセント以上四パーセント未満	
第二区分の二	
単体自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲 イ　単体普通出資等Ｔｉｅｒ１比率　〇パーセント以上一・一三パーセント未満	
次に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令 イ　資本の増強に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令
ロ　総資産の圧縮又は増加の抑制	
ハ　取引の通常の条件に照らし不利益を被るものと認められる条件による農林債の発行又は預金若しくは定期積金の受入れの禁止又は抑制	
ニ　一部の事務所における業務の縮小	
ホ　一部の従たる事務所の廃止	
ヘ　法第五十四条第一項から第三項までの規定により営む業務に付随する同条第四項各号に掲げる業務その他の業務又は同条第七項の規定により営む業務の縮小又は新規の取扱いの禁止	
ト　その他農林水産大臣及び金融庁長官が必要と認める措置	自己資本の充実、大幅な業務の縮小又は業務の一部の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令